

岐阜県議会議員選挙の期日前投票所における投票用紙 の二重交付について

1 概要

本巢期日前投票所で、投票用紙を誤って二重で交付したと考えられる事案が発生しました。投票の公平性を損なうこととなり、大変申し訳ございませんでした。

2 発生日

令和5年4月6日（木）

3 場所

本巢期日前投票所（本巢市役所 本庁舎）

4 経緯

4月6日（木）午後8時の投票終了後、本巢期日前投票所の投票用紙自動交付機内の投票用紙残数が2枚不足していたことから、改めて同投票所に送付した投票用紙の残票、宣誓書と交付機交付枚数を突合した結果、誤りが判明しました。

5 原因

投票用紙自動交付機で投票用紙を選挙人に渡す際、2人の選挙人に投票用紙を2枚交付した可能性があります。

6 再発防止に向けた取組

今後、このような事態が再発することがないように、従事者に事務手順を再確認させ、正確な事務の遂行を徹底します。

7 投票の取り扱い

投票用紙が特定できないため、他の投票と同様に取り扱います。

【本件に対する問い合わせ】

〒501-1292 岐阜県本巢市文殊324 本巢市役所本庁舎 本巢市選挙管理委員会

☎0581-34-5020 FAX:0581-34-5034